

V. 監査の結果と意見(総論)

以下に記載した監査の結果と意見において、監査人が、関連する法令、規則、規程等に照らして改善する必要があると判断したものは「指摘」としており、経済性・効率性・有効性等の観点から改善する必要があると判断したものは「意見」としている。

1. 特別会計について

(1) 現金による債権回収を行う場合の内部牽制の強化（指摘）

母子寡婦福祉資金貸付金の収納は原則として納付書によるが、滞納者からの収納の場合には、現金による収納を認めている。これは、滞納者に対して個別訪問等による回収を行っており、その際に現金を回収することを認めているものである。

収納員が償還金を現金で回収した場合は、回収した償還金について、収納員が銀行から県の口座に振り込んでいる。このような方法は、不正誤謬のリスクが高まるものであり、内部統制上問題がある。

今回、このような方法により銀行の店舗から県の口座への振込処理を行った収納金の帳票として保管されていた償還金領收証書（乙）（以下「領收証書」という。）について、次のような不適切な処理があった。

現金回収した償還金について、当初、2枚の領收証書が発行され、それぞれに金融機関の収納済印が押印されているため、金融機関側はそれぞれ別々に現金を受入れ処理していると考えられるが、このうち1枚について斜線を入れ汚損処理しているものが見受けられた。また、同時に発行されたもう一枚の領收証書の金額は、斜線を引いた上で汚損処理した領收証書の金額を加算して記載されていた。

金融機関の収納済印が押印された後に汚損処理することは誤りであり、別々に収納した現金について金額訂正すべきではない。

滞納者からの償還金回収については、内部統制の観点からは振込による納付以外の方法を認めないことが望ましい。しかし、回収促進のために現金回収を容認せざるをえないのであれば、現金回収時の事務処理手続を明確にして上記のような不適切な処理が発生しないようにし、事後チェックによる内部牽制機能を強化するなどの対応が必要である。

(2) 貸付実行時の完了検査（意見）

中小企業高度化資金貸付金の平成 23 年度の新規貸付実行分について、貸付実行時の書類等を確認したところ、8 件のうち 7 件については調査時点で完了検査が行われていなかった。平成 24 年 4 月以後に補助金により貸付金を返済することが見込まれるために実施しなかったということであり、これらの貸付金については平成 24 年度に入ってから、それぞれ全額完済されている。

しかし、完了検査は「福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する事務取扱要綱」の第 14 に記載されているとおり、貸付対象施設の取得、造成、設置及びその代金支払い等が適正に行われていることを確認することにより、貸付資金が貸付申請時に認定された事業計画通りに実行されたことを確認する重要な手続である。したがって、たとえ全額返済される予定であるとしても、借受者が高度化事業完了後の決算を終了した後に、遅滞なく完了検査を実施すべきものである。

当該貸付金制度においてはもちろん、県が実施する他の貸付金制度においても、対象となる事業等が貸付申請時に認定された事業計画通り実施されたことを確認することは非常に重要な手続であり、省略することのないよう留意されたい。

なお、平成 25 年 2 月に実施した担当部局へのヒアリングにおいて、完了検査が実施されていなかった 7 件についても、平成 24 年度内に完了検査を実施することになったとの説明を受けた。

(3) 貸付実行時の審査の十分性（意見）

中小企業高度化資金貸付金の残高のうち、返済の据置期間（3 年以内又は 5 年以内）終了後の第 1 回返済時から延滞が発生している貸付金について検討したところ、当初貸付時の事業認定に関して、特に財務内容の審査が不十分であったと思われる。

この貸付金制度は、福島県中小企業団体中央会、市町村、商工会議所及び商工会等と協調し、高度化事業として認定を受けた事業を実施する事業者に対して資金の貸付けを行うものである。事業認定を受ける段階で、参加者の事業計画に加えて当貸付資金の貸与を希望する参加者について、財務内容を検討することとなる。

具体的には、法人の場合は直前 3 年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人の場合は直前 3 年の各営業年度の営業純資本額調書、収支計算書及び勘定科目内訳明細書を経営金融課長宛に提出し、これらに基づいて財務審査が実施される。

しかし、返済開始直後より延滞が発生した貸付金は、いずれも貸付実行時の財務諸表の保管が不十分であり、当初の財務内容の審査に係る重要性の認識が不十分と

思われる。これまでの延滞発生などの経験に基づき、今後は貸付実行時に適切かつ十分な財務内容の審査を実施することが望まれる。

(4) 債権の保全状況～譲渡担保（指摘）

回収が延滞している中小企業設備近代化資金貸付金のうち2件については、いずれも譲渡担保の設定後における担保物件の保全管理や、現物の状況把握が不十分である。譲渡担保物件は債権保全のための重要な動産であり、担保設定後の管理を十分に行う必要がある。

今回の調査対象の2件については、いずれの事例においても、本来は、滞納が発生した時点で速やかに譲渡担保契約に基づく担保物件の処分を検討実施すべきであったと考える。速やかな担保物件の保全、換価処分がなされれば、たとえ一部分でも債権回収の早期化が図れたものと推察できる。

平成12年度以後、中小企業設備近代化資金貸付金は貸与機関を通じて融資する制度になったため、実施機関を公益財団法人福島県産業振興センターに移管しており、県からの新規実行はない。しかし、今後、県が実施する他の制度による貸付金等の債権について譲渡担保による保全を行う場合には、延滞発生後、速やかに現物の差押を実施するなどの保全措置を実行することを徹底すべきである。少子高齢化により財政状態が厳しい状況の中で、貸付金という県の財産である債権の保全を図るために、これまでより一層の回収努力が求められる部分であると考える。

(5) 長期末納延滞者の管理方法及び償還免除等（意見）

長期未納延滞者は増加傾向にあり管理コストも増加している一方で、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計及び奨学資金貸付金特別会計において後述するとおり、現在の法制度上は、償還免除等の実行は困難な状況である。このため、これら2つの特別会計の貸付金に関しても、長期の滞納者であっても原則として回収方針としている。

国及び自治体の歳入の基本は税収であり（地方債の償還財源も最終的には税である）、住民から徴収した税を以て歳出を行い、事業を実施していることから、自治体が有する債権は回収することが大原則となることは否定できない。したがって、債権の放棄（債務の免除）は安易にできるものではない。

しかし、母子寡婦福祉資金貸付金は、福祉的な性格が非常に大きい事業であり、奨学資金貸付金特別会計についても、最近における若年者の失業問題を初めとして、社会的弱者に対してどのように対応するかという課題がある。また、回収のコスト

などを考えると、時効の援用を含めて個別事情に応じた柔軟な償還免除等の対応ができるよう、償還免除事由の追加などについての検討が必要なものと考える。ただし、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の貸付金制度は法令に基づくものであり、このような柔軟な対応を行うためには国の法令の改正が前提となる。

また、債権管理という観点からみれば、このように回収が遅延している債権に関しては、回収促進と管理コスト削減の2つの面から、県の有する私債権全般に係る統一的な管理規程や管理基準の設定、私債権管理の一元化、あるいは民間の債権回収業者へのバルクセールなどを検討することが必要な時期にきているのではないかと考える。

(6) 違約金の取扱い（意見）

違約金については、小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の監査結果において後述するとおり、中小企業設備近代化資金貸付金については、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞額につき年10.75%の割合で計算した金額を請求すると定めている。

今後の課題として、当該貸付金制度のみならず他の貸付金制度も含めて、違約金を請求する条件及び免除事由、並びに延滞金の違約金の割合（現状は年10.75%の日割計算）について、抜本的な見直しを検討する必要があると考える。

この点については、今回の外部監査を契機に違約金について次のような点を検討し、県が行っている他の制度との比較均衡、国税通則法における延納、各種加算税、延滞税の規定などを参考に、るべき違約金制度を構築していただきたい。

- ・延滞金の性格を利息として捉えるか、又は罰金として捉えるか。
- ・延滞発生後に返済計画書に基づく返済が一定期間連續して行われた場合に違約金の免除事由とするか否か。
- ・延滞金についての上限値の設定（当初貸付金の一定割合等）。

(7) 債権回収の管理状況に問題があるもの（指摘）

港湾整備事業特別会計の滞留債権の管理状況について検討した結果、港湾施設内に設備を保有することによる使用料の徴収について、使用料を請求すべき相手先を誤って認識しているものがあった。

当該使用料の発生原因となる設備は、債務者2名（説明の便宜上、以下、それぞれの債務者をCとDとする）が1/2ずつ所有する共有持分となっているため、使用

料も両者が 1/2 ずつ負担している。このうち、平成 22 年度の使用料の 1/2 が未納となつており、県では債務者 C に対するものとして処理していた。

現在、債務者 C は原発事故の影響で営業を自粛しており、債務者 D は平成 22 年 9 月に破産手続開始が決定され、破産管財人のもとで破産手続が進められているところである。この債務者 D の破産手続に係る経過と、債務者 C からの使用料の納入に関して、関係書類を確認するとともに担当者にヒアリングした結果、債務者 C は既に使用料を納入済みであり、当該延滞債権は債務者 D に対するものである。したがつて、C への債権として管理するのは錯誤であり、債権管理の記録簿等の記載は速やかに訂正すべきである。

本件については、平成 24 年 11 月の調査時の監査人の指摘後、債務者 D に対する債権として取り扱い、平成 24 年 12 月の D の破産手続終結後、徴収停止手続を行つたとの説明文書が、土木部港湾課より平成 25 年 3 月 22 日に監査人に提示された。これにより、本件の実際上の問題は解消している。

ただし、本件の本質的な問題は、債務者 C、D との交渉や入金の経緯、破産手続に係る書類提出などを通じて、明らかに残債権の請求先が D であるにもかかわらず、県の担当部署では、監査人が指摘するまで C に対する債権として処理していたことがある。今後の債権管理に当たつてはこのような錯誤が再発しないように、担当者のみならず管理責任者も関係書類の内容を十分に把握し、適切な管理を行うことを徹底すべきである。

(8) 私債権の管理及び回収方法についての今後の課題（意見）

近年、国や地方自治体においても公会計制度の導入とともに貸借対照表の作成が求められ、債権管理の重要性に対する認識が高まっている。その結果、自治体における債権管理の重要性についても認識されつつあり、債権管理条例や債権管理マニュアルを制定することにより、債権管理の効率化と回収率の向上を目指す自治体が増えてきている。

自治体の債権管理において重要なポイントは、以下の4点であると考える。

イ) 条例及びマニュアル等により債権管理に係る基準を明確にする

従来、自治体において、税金等の自ら滞納処分できる債権は地方税法及び地方税施行令などにより統一的な債権管理が行われているが、今回調査対象とした特別会計における貸付金・未収入金、また、県営住宅の賃料未収入金などの私債権については、統一的な債権管理に関する基準ではなく、個別の条例や取扱規程などにより管理されていた。このため、私債権ごとにそれぞれ別々の管理方式であり、延滞債権の取扱いや対応も様々であった。

特に私債権に関しては、債権管理の方法を統一することにより自治体全体の方向性が明確になり、以下の施策が行いやすくなるとともに、債権管理の徹底に寄与するものと考える。

ロ) 債権管理を実行する組織を一元化してノウハウの蓄積と効率化を図る

前述のとおり、従来、私債権の管理はそれぞれの担当部局が実施しており、職員の専門性発揮や、ノウハウの蓄積が図れない状況であった。しかし、債権管理の部署を一元化することにより、自治体が陥りがちな縦割り組織の弊害からの脱却が期待できる。その結果、専門性発揮及びノウハウの蓄積の両者の達成が見込まれるものと考える。

ハ) 一部の不良債権については債権回収業者へ回収業務を委託する

債権管理マニュアル等を整備して債権管理を一元化したとしても、悪質な延滞者などは、回収に特殊なノウハウを有する専門業者に任せた方が効率化や回収促進、さらに人員不足の補完が図れる場合がある。このような場合は、債権回収の一部をサービスなどに委託することも検討に値する。

二) 条例及びマニュアル等により債権放棄の基準を定め、回収不能債権に係る債権放棄を行う

種々の回収促進策を実施しても、最終的に回収することが極めて困難な債権や、回収コストが回収見込額を超過する債権が残る場合がある。このような債権については、一定の基準に基づいて最終的に債権放棄などの措置を行い、爾後の管理コストの削減を図ることが経済合理性の観点から望ましいものと考える。

このような債権管理に取り組んでいる自治体の具体例として、例えば、東京都では平成20年3月に「東京都債権管理条例」を定めて、私債権について統一的な管理を行っている。当該条例を受けて、平成21年3月に実施した46件、2億8千万円の私債権の放棄の内容を公表するに当たり、東京都では、債権管理体制や条例制定の趣旨について、以下のように記載している。

1 「東京都債権管理条例」の制定

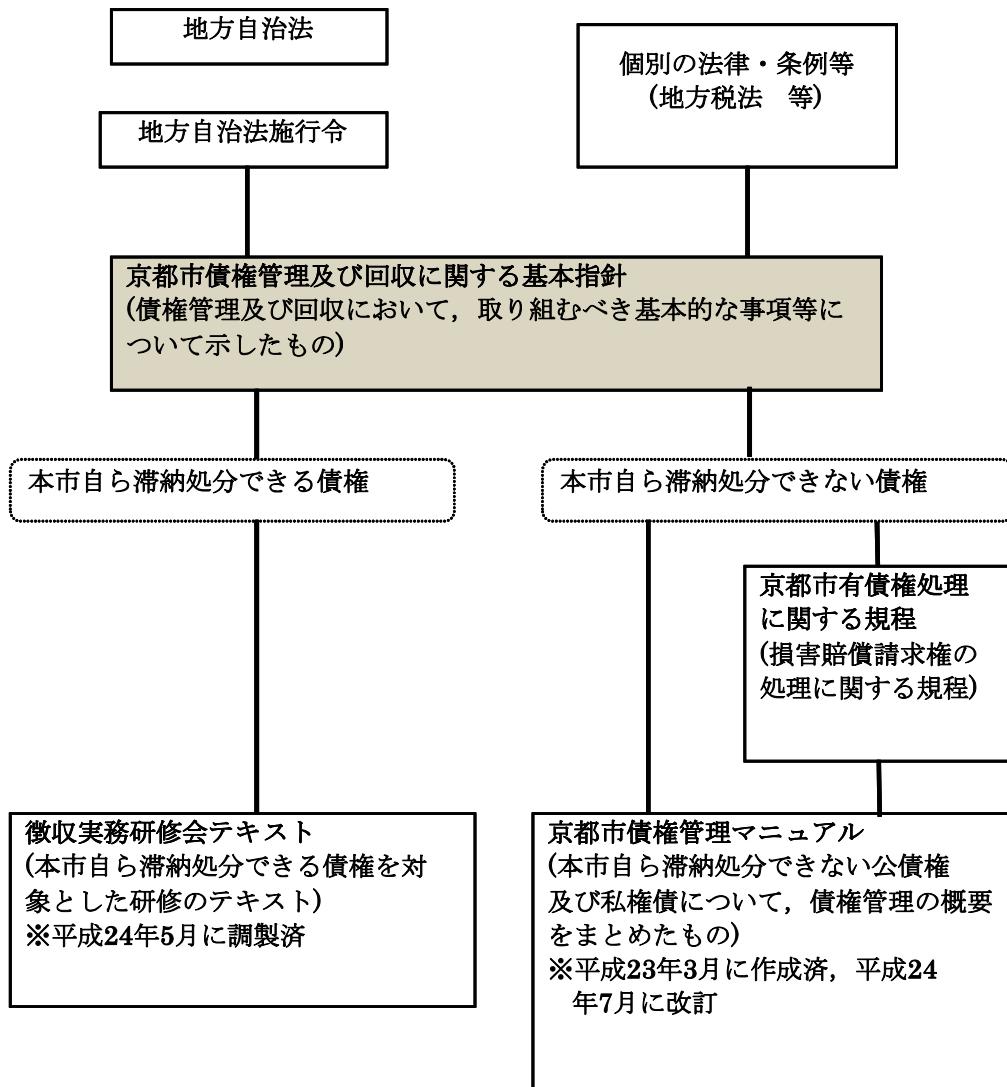
- ① 平成18年度から新たに導入された公会計制度により、多額の未収債権が判明するなど債権管理上の課題が明らかになった。
- ② 債権管理のより一層の適正化を図るため、平成20年3月に「東京都債権管理条例」を制定し、全庁的な体制の整備を進めるとともに、回収不能な債権の処理基準を明確化するなど、債権の実態を踏まえた適正な欠損処理を行うための規定を整備した。

2 全庁的な体制整備の推進

- ① 債権の管理を円滑に行うため、各局に債権管理者を設置
- ② 債権管理についての標準的なマニュアルを整備
- ③ 債権を適正に管理するため、債権管理台帳を整備
- ④ 各局における取組を全庁的に支えるため、庁内に債権管理調整会議を設置し、債権回収ノウハウ等を共有化

次に、京都市では平成23年3月に「京都市債権管理マニュアル」を策定し、平成24年7月にそのマニュアルの改訂に当たり、「京都市債権管理及び回収に関する基本指針」を公表している。この基本指針の中で、京都市債権管理マニュアルの対象範囲を以下の図で示しており、自らが滞納処分できない債権（私債権及び一部の公債権）が京都市債権管理マニュアルの対象となることを明確にしている。

[債権管理及び回収に係る法令等の体系図]



最後に、千葉県船橋市の例では、まず、平成20年度より強制徴収公債権の管理を一元化し、その後、非強制徴収公債権と私債権に係る債権管理条例を制定し、平成23年度からこれらの債権の一元的な管理を開始して、大きな成果を挙げている。船橋市では、このような一連の改革の効果として、次の3つを挙げている。

- イ) 同一滞納者の債権全てを把握し、一括管理できる
- ロ) 専門知識とノウハウの集約により徴収事務の効率化が図られる
- ハ) 正しく納税する市民との不公平を解消できる

これ以外にも多くの自治体で同様の債権管理に係る実例がある。福島県においても、他の自治体の債権管理に対する取り組みを研究し、少なくとも私債権に関しては債権管理条例や債権管理マニュアル等を整備し、さらに組織を一元化することにより、債権回収の効率化と回収促進を図ることが望ましいと考える。なお、ここにいう私債権には、今回の調査対象である特別会計以外にも、県営住宅の家賃や県有財産の貸付料・使用料などの債権も含まれる。

また、債権管理に係る規定の整備とともに、長期延滞している不良債権については、回収業務の業者への委託や債権放棄の処理を進めることにより、資金回収と資産圧縮を進めていくべきである。

2. 県税について

(1) 長期滞納者の管理状況（指摘）

長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、延滞債権の管理状況に問題があり、「滞納処分票」又は「滞納整理票」などの管理台帳の整備や、担保物件の現況調査などの財産調査が十分でないものが見受けられた。今後、これらの具体的に指摘した滞納者のみならず、他の滞納者に係る帳票も再確認するとともに、適時適切な財産調査等を実施するよう、留意すべきである。

(2) 滞納処分停止に向けて対応すべき県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者（意見）

長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び徴収状況を確認した結果、地方税法第15条の7の滞納処分の停止要件（1無財産、2生活困窮、3本人の所在及び財産とも不明）に該当する可能性がある納税者が散見された。これらの債権について、滞納停止処分の要件に該当するかの判断をせずに、長期間にわたって催告等の手続を実施することは、管理コストを高めることになり、経済合理性の面からも適正ではない。

税務職員の員数や経費予算が圧縮されている現状と、個人県民税の未納繰越額が大幅に増加している現状を鑑みるに、回収見込が極めて低い納税者については、早急に財産調査を実施し、滞納処分停止の是非を判断し、処分停止に該当する場合は速やかに処分停止の手続を実行し、最終的には不納欠損処理することが望ましいと考える。

(3) 回収促進を図るべき県税未収金の長期滞納者（指摘）

長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、一部の納税者については、現況調査を含めた回収促進策が不十分であると考える。納税者の実態調査を行った上で、早急に徴収を図るべきものと考える。

(4) 県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者及び不納欠損処理の台帳管理（意見）

未納繰越額の回収や催告の記録は、平成22年2月以前は「滞納処分票（徴第9号様式）」に手書き載っていたが、これらの記録は、平成20年度の新税務システムの導入に伴い、システムにデータ入力され、「滞納整理票」の電子ファイルにて管理されている。また、消滅時効及び不納欠損に係る管理については、担当者以外の者も管理可能となるよう、県税部全体で統一した税務システムの処理メニューによる管理を行っている。一方で、補助的な管理については各県税部がそれぞれの創意工夫による対応を行っている。

平成20年度の新税務システムの導入に伴う過渡期であり、現状は各県税部ごとに独自の管理を行うこともやむを得ないものと考える。しかしながら、将来的には担当者以外の管理者の検閲や、引継担当者の確認が行いやすいように、過去の手書き台帳の活用方法を含めて、滞納者の未収金に係る台帳の記載方法を統一することが望ましい。これにより、内部牽制^{せんせき}を有効ならしめ、事務手続の効率化を図ることが可能になると考える。

3. 監査結果のまとめ

特別会計及び県税未収金の監査結果を一覧表に取りまとめると以下のとおりとなる。

(単位:百万円)						
No.	項目	調査対象	管理者	H23年度末残高	監査結果	内容
1	土地取得事業特別会計	取得した財産	土木部	-	意見	・発議書への決裁日の記載(意見)
2	母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	貸付金	保健福祉部	1,117	指摘・意見	・新規貸付～関係書類の整理保管(意見) ・償還～現金回収の事務処理手続の明確化(指摘) ・長期延滞未納債権の管理方法(意見) ・長期延滞未納債権の償還免除(意見) ・長期延滞未納債権の回収可能性(意見)
3	小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計	貸付金 (中小企業高度化資金、 中小企業設備近代化資金)	商工労働部	4,191	指摘・意見	・新規貸付～完了検査の実施(意見) ・回収管理～譲渡担保による債権の保全(指摘) ・回収管理～督促状況の台帳記録(意見) ・回収管理～連帯保証人から入手すべき書面(意見) ・回収管理～違約金の取扱い(意見) ・回収管理～返済計画書の作成(意見) ・回収管理～貸付実行時の関係書類の保管(意見) ・回収管理～貸付実行時の審査の十分性(意見)
4	就農支援資金等貸付金特別会計	貸付金	農林水産部	265	特記事項なし	
5	林業・木材産業改善資金貸付金特別会計	貸付金	農林水産部	50	意見	・新規貸付～保証人からの必要書類入手(意見) ・延滞債権の管理台帳への記載方法(意見)
6	沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	貸付金	農林水産部	149	特記事項なし	
7	港湾整備事業特別会計	未収入金	土木部	-	指摘・意見	・債権回収の管理状況に問題あるもの(指摘) ・債権回収手続等を早期に進めるべきもの(意見) ・徴収停止手続を実施すべきもの(意見)
8	流域下水道事業特別会計	取得した財産	土木部	-	特記事項なし	
9	奨学資金貸付金特別会計	貸付金	教育庁	2,832	意見	・新規貸付～関係書類の整理保管(意見) ・震災特例の保証人の取扱い(意見) ・新規貸付に係る書類入手の遅延(意見) ・未収残高の貸付台帳及び管理規程整備(意見) ・長期延滞者の返還免除等の今後の取扱い(意見) ・長期延滞者に係る返還免除の取扱い(意見)
10	不動産取得税	県税未収金 (未納縁越額)	総務部	407	指摘・意見	・長期滞納者の管理状況(指摘) ・滞納処分停止手続への対応をすべきもの(意見) ・回収促進を図るべき長期滞納者(指摘) ・長期滞納者及び不納欠損処理の台帳管理(意見)
11	ゴルフ場利用税	県税未収金 (未納縁越額)	総務部	31	意見	・延滞者に係る回収管理(意見)
12	軽油引取税	県税未収金 (未納縁越額)	総務部	89	特記事項なし	
13	産業廃棄物税	県税未収金 (未納縁越額)	総務部	19	特記事項なし	

(注) 単位未満の金額は切り捨てで記載している。